第二の５④の次に次のように加える。

⑤　認定の取消し及び指定の解除等に関する事項

ⅰ）認定の取消し等に関する基本的な事項

ア）内閣総理大臣による報告徴収

内閣総理大臣は、認定地方公共団体に対して、第二の５において得られた評価結果を踏まえ、総合特区の目標の達成及び政策課題の解決を的確に推進する観点から、法第15条第１項及び第38条第１項に基づき、総合特区における事業の実施状況について報告を求めることができる。

イ）関係行政機関の長による報告徴収

関係行政機関の長は、法第15条第２項及び第38条第２項に基づき、認定地方公共団体に対して、総合特区計画に定められた実施状況について報告を求めることができる。

ウ）内閣総理大臣による措置の要求

内閣総理大臣は、認定地方公共団体に対して、総合特区の目標の達成及び政策課題の解決を推進する観点から、法第16条第１項及び第39条第１項に基づき、以下の事項に該当する場合は、事業の実施に係る方針の見直し、事業の実施体制の強化その他必要な措置を講ずることを求めることができる。

ａ）ア）の報告徴収の結果、認定された総合特区計画が第四の１⑥に示す認定基準に適合しなくなったおそれがあり、又は適合しなくなるおそれがあると認めるとき。

ｂ）ａ）の場合のほか、認定された総合特区計画が第四の１⑥に示す認定基準に適合しなくなったおそれがあり、又は適合しなくなるおそれがあると認めるとき。

エ）関係行政機関の長による措置の要求

関係行政機関の長は、法第16条第２項及び第39条第２項に基づき、認定地方公共団体に対して、事業の実施に係る方針の見直し、事業の実施体制の強化その他必要な措置を講ずることを求めることができる。

オ）内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対する報告

ウ）又はエ）により必要な措置を求められた認定地方公共団体（以下「要措置地方公共団体」という。）は、講じた措置の概要及び区域の変更又は総合特区計画の変更の案について、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に、ウ）又はエ）により措置を求められた日から６か月以内に報告しなければならない。

カ）地方公共団体からの報告に対する審議等

内閣総理大臣は、要措置地方公共団体からの報告について、国と地方の協議会における審議を経て、調査・評価検討会において調査・検討を行った上、推進ＷＧに報告するとともに、必要な場合、区域の変更又は総合特区計画の変更の手続きを進めるものとする。

キ）総合特区調整費配分額の縮減等

カ）の審議等の結果、要措置地方公共団体におけるウ）に基づく必要な措置等の責任ある取組が不十分であると認めるときは、内閣府は推進ＷＧにおける審議を経て、当該要措置地方公共団体への総合特区推進調整費の配分額を縮減し、又は停止することができるものとする。

ク）総合特区計画の認定の取消し

カ）の審議等の結果、認定された総合特区計画が第四の１⑥に示す認定基準に適合しなくなったと認められるときは、要措置地方公共団体その他の総合特区実施主体等の意見を聴取し、法第17条第１項又は第40条第１項に基づき、本部の意見を徴した上で、かつ関係行政機関の長から意見の申出があった場合は当該意見を踏まえ、内閣総理大臣が総合特区計画の認定を取り消すことができるものとする。

ⅱ）指定の解除等に関する基本的な事項

内閣総理大臣は、第二の５において得られた評価結果を踏まえ、指定地方公共団体の指定区域の全部又は一部が第三の２に示す指定基準に適合しなくなったと認めるときは、指定地方公共団体の意見を聴取し、本部の意見を徴した上で、法第８条第10項又は第31条第10項に基づき、その指定を解除し、又はその区域を変更することができるものとする。

第三の４中「指定する。」の次に次のように加える。

なお、総合特区に指定後、区域変更に係る申請があった場合は、総合特区推進方針に沿うものとされた場合は、評価・調査検討会における調査・検討を要しないものとすることができる。

第三の４中「行わないものとする。」の次に次のように加える。

ただし、全体として、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれても、取組等に係る熟度が一部不足している場合、当該部分については、内閣総理大臣が指定に際して留保条件を付すことができるものとする。留保条件が付与された指定申請については、総合特区計画作成までに申請内容の熟度を上げる取組を当該指定申請主体等において行うこととし、その取組結果を総合特区計画に反映することとする。

第三の４中「この場合」を「総合特区の指定が行われない場合においては」に改める。

第四の１③中「を設定することとなっている」を「として総合特区の区域全域又は区域内に内含されるより小さな区域が設定されている」に改め、「ウ）又は」を削る。

第四の１⑦中「に即して」を「の内容に合致するように」に、「総合特区計画に記載された特例措置の内容が別表１又は別表２に定める「特例措置の内容」及びこれについて規定した別表１又は別表２に即して定められる法令」を「同意の要件」に改める。

第五の１①中「別表２に即して」を「別表２の内容に合致するように」に改める。

別表１中「国交Ａ003」を、次のように改める。

番号	経産Ａ001
特定国際戦略事業の名称	工場等新増設促進事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	工場立地法（昭和34年法律第24号）第４条第１項、第４条の２第１項及び第２項 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域産業集積形成法」という。）第10条第１項、第11条第１項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	工場立地法第４条の規定に基づき、国は一定規模以上の製造業等に係る工場又は事業場（特定工場）が工場立地を行う際に遵守すべき生産施設面積率、緑地面積率及び環境施設面積率等についての準則を公表するものとする。 また、同法第４条の２第１項又は第２項の規定に基づき、都道府県又は市は、当該都道府県内の町村の区域又は当該市の区域のうちに、国により公表された準則によるよりも他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、国の基準の範囲内で、条例で、公表された準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。 さらに、同法の特例措置として、地域産業集積形成法第10条の規定に基づき、同法に規定する一定の条件を満たす市町村は、緑地面積率等について、条例で、国の基準の範囲内において、工場立地法の規定により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。
特例措置の内容	指定地方公共団体が、特定国際戦略事業として工場等新増設促進事業を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該認定を受けた指定地方公共団体（市町村に限る）は、緑地面積率等について、条例で、現行制度（工場立地法及び地域産業集積形成法）の下で定められている準則に代えて適用すべき準則を定めることができるものとする。
同意の要件	工場立地法の趣旨も踏まえ、最低限の環境の保全を図りつつ工場立地が適正に行われることが見込まれる計画となっていること。
特例措置に伴い必要となる手続	特になし。